

食安輸発0726第1号
平成25年7月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ピスタチオナッツ加工品の取扱いについて)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年7月11日付け食安輸発0711第5号）にて通知したところです。

今般、輸入時における自主検査の結果、米国産ピスタチオナッツを原料として、レバノンにおいて製造されたピスタチオナッツ加工品からアフラトキシンを検出したことから、ピスタチオナッツ加工品については原産国の確認を行い、米国産ピスタチオナッツを原料として30%以上含有する加工品については、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととします。

また、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

1. 全輸出国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ		アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ	<u>イラン産及び米国産にあっては各々の項によること。</u>	アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

に改める。

2. イランの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ加工品(ピスタチオナッツを5%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ <u>及びその加工品</u> (ピスタチオナッツを5%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着 <u>又は含有</u> しているおそれがあるため。

に改める。

3. 米国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ加工品（ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。）		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ <u>及びその加工品</u> （ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。）		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが <u>付着又は含有</u> しているおそれがあるため。

に改める。